

秋田市告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和8年1月28日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
7	いしやま内科腎クリニック	秋田市外旭川字中谷地 67番地1	いしやま内科腎クリニック 院長 石山 剛	令和8年 1月31日